

## 秋選管告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和6年3月8日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

### 選挙区の別

秋田市	85,740
能代市山本郡	21,532
横手市	24,150
大館市	19,654
男鹿市	7,338
湯沢市雄勝郡	16,727
鹿角市鹿角郡	9,487
由利本荘市	20,924
潟上市	9,170
大仙市仙北郡	27,279
北秋田市北秋田郡	9,156
にかほ市	6,632
仙北市	6,991
南秋田郡	6,213